

野田市告示第104号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定に基づく保育料、延長保育料の徴収及び収納事務を次のとおり委託する。

令和5年4月14日

野田市長 鈴木 有

1 収納事務受託者

愛知県名古屋市東区葵3-15-31 千種ニュータワービル17階  
株式会社 日本保育サービス  
代表取締役 坂井 徹

2 収入金の種類

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する  
規則第2条第1項第1号の規定に基づく保育料  
野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する  
規則第2条第1項第3号の規定に基づく延長保育料  
(野田市立尾崎保育所に関するものに限る)

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで